



弁護士

田中 秀雄

● 6年目の親子鷹

息子との共同の仕事も6年目を迎えたが、相変わらず机を並べて仲良くやっている。最近では1つの事件を共にやることはほとんどない。お互いに受任している事件について、相談しながらやることは変わらない。特に離婚事件についてはお互いの事件で得た知識や経験を共有して、それをお互いの事件にフィードバックしている。本で読む知識もちろんためになるが、実際の事件を通して学ぶ知識や経験は弁護士としての何よりの財産であり、まだ私が息子に教えられることがあれば、親子でやっている意味もあろう。また、私が遺言執行の依頼を受けた場合、私に何かあれば息子が遺言執行者になることにしているが、依頼者に迷惑を掛けずに済むのでこれは助かる。私は一見穏やかそうに見えるが、意外に短気で喧嘩早い。これに対し、息子は私より性格的にはるかに穏やかである。私の方を好む依頼者もいれば、穏やかな息子の方が良いという依頼者もいる。世はさまざまである。

● 良い奴ばかりが先に逝く

小林旭の「惚れた女が死んだ夜は」という唄が好きだ。その中に「いいやつばかりが先にゆく、どうでもいいのが残される」という一節がある。先年、知人の弁護士Tさんが逝き、Mさんが逝き、Yさんも逝ってしまった。皆60代後半で私より若い。彼らが逝くたびに頭の中でこのメロディーが鳴った。3人とも誠実に頑張ってきた良い奴だった。

Tさんとは労働事件を2回一緒にやったことがあるし、他の事でもお世話になった。彼の器の大きさにはいつも感心していた。Mさんには昔一度事件を紹介していただいたことがあったが、たまたま上手く処理できて、その依頼者とはお中元やお歳暮を長い間いただく間柄となった。そのためMさんからは丁重なお礼のご挨拶をいただいた。Yさんとは、公害訴訟で一緒した。粘り強い人だった。

彼らが逝ってしまったのに、「どうでもいい」奴である私ごときがまだ生かされているのは、特に意味はない。ただただ神の気まぐれである。でも私には、「お前は何をしているんだ。彼らのように何事にも真摯に向き合っていないとあの世に行かせてやらないぞ」との神の叱咤激励のように思える。

● 転ばぬ先の杖

前々号のニュースでも書いたが、昨年4月の終わりに出勤途中最寄りの地下鉄の駅に向う途中の階段で転倒して頭、顔面、膝に怪我をして歯も1本折った。幸い大事には至らず2ヵ月ほどの病院通いで済んだが、額に傷痕が残った。

朝はいつも妻に車で最寄り駅まで送ってもらっているが、最近私が車を降りる際、妻はいつも「転ばないように」と言い、私は「転ばぬ先の杖」と言って降りる。私は見かけによらず粗忽者であり、事故の時も両手が塞がっているのに、手すりも持たず、しかも走って降りたため階段を踏み外してしまったのである。事故後はいつも頭の中のどこかに「転ばぬ先の杖」という意識があるせいか、階段では無意識のうちに手すりを持っている。この事故で注意深くなくなったので、これで5年は長生きする気がする。

● スマホ

この夏、携帯電話をスマートフォンに機種変更した。年寄り向けの「らくらくスマホ」という機種である。近頃は電車でも、高齢者がスマホを持っているのをよく見かける。むしろ、二つ折りのガラケーを持っている人はもうかなり少ない。

私はもともと機械音痴で、これまでは、携帯電話は電話機能とプロ野球の試合の途中経過を見るぐらいしか使わなかったが、スマホはインターネットにもつながるので非常に便利である。いい機会なので、メールやLINEにも挑戦しようと思う。これでさらに3年は長生きする気がする。



● 裁判官の品格

ジャーナリスト池添徳明氏の書いた「裁判官の品格」という本（現代人文社刊）を読んだ。13人の刑事裁判官の過去の判決を緻密に分析して、この裁判官はどういう裁判官かを述べた労作である。この書を読むと、裁判官の「当たり外れ」で人生が左右される裁判の現実が分かる。最近も袴田事件で東京高裁の大島隆明裁判長はせっかく静岡地裁が出した再審開始決定を取り消して、再審を認めない決定をした。袴田さんも運がない。他の裁判官であれば別の結論であったかもしれない。袴田事件は昭和41年に会社役員一家4人が殺害された事件で、従業員であった袴田巖さん（現在82歳）の死刑が確定していた。この事件は以前から冤罪の疑いが強いと言われていたが、犯人の物とされる衣類の血痕のDNA型が袴田さんと一致しなかった鑑定結果などをもとに、4年前に静岡地裁が再審開始決定をし、同時に袴田さんを釈放していた。

静岡地裁の再審開始決定は良く考え抜かれた優れた決定であったし、袴田事件は日弁連も支援し、弁護団も頑張っていたのを知っている。よほど確信がなければ再審開始決定を取り消せるはずがないが、決定の要旨を読む限り納得はいかなかった。大島裁判長にあたったのは運が悪かったでは済ませられない。諸外国のように一度再審開始が出れば検察は不服申立てができない制度にすべきでないだろうか。

